

公共工事等の 適正な入札・契約

林野庁における発注者綱紀保持対策（事業者編）

林野庁林政課監査室（2020年版）

（関東森林管理局）

公共工事の入札及び契約の適正化の促進

●公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項

- ① 入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保
- ② 公正な競争の促進
- ③ 入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除の徹底
- ④ 適正な施工が見込まれない契約の締結（ダンピング受注）の防止
- ⑤ 契約された公共工事の適正な施工の確保

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 第3条



●入札及び契約の適正化を図るための措置

- ① 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する情報の公表
- ② 一般競争入札、総合評価落札方式等の適切な活用、苦情への適切な対応等
- ③ 談合情報、一括下請等違反行為への適切な対応、不正行為の排除のための捜査機関等との連携、不正行為への厳正な対応、発注者の談合関与防止
- ④ 適正な予定価格の設定、入札金額内訳書の提出、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の活用、発注者・受注者間の対等性確保、予定価格・低入札価格調査の基準価格等の事前公表禁止
- ⑤ 施工に必要な工期確保、施工時期の平準化、施工状況等の適切な評価、施工体制の把握、技能労働者の育成及び確保
- ⑥ 不良・不適格業者の排除、入札・契約のIT化推進 等

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針

不正行為の排除

◎入札談合への厳正な対応

●入札談合とは

入札談合は、公共工事や公共調達に関する入札の際、入札に参加する事業者たちが事前に相談して、受注事業者や金額を決めてしまう行為で、事業者間の競争が無くなるため落札金額が高止まりとなり、税金の無駄遣い、公共の利益を損なう非常に悪質な行為です。

入札談合を行った事業者等に対しては、排除措置命令、課徴金納付命令、刑事罰（個人：5年以下の懲役又は250万円以下の罰金、法人：5億円以下の罰金）が科せられるほか、損害賠償請求、指名停止の措置を受けることとなります。

●私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）（抄）

第2条

⑥ この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもってするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

第3条 事業者は、私的独占又は**不当な取引制限をしてはならない。**

第8条 事業者団体は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

一 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。

二～五 （略）

●公共的な入札に係る事業者及び事業団体の活動に関する独占禁止法の指針（平成6年7月5日公正取引委員会）

入札に係る事業者及び事業団体のどのような活動が独占禁止法上問題となるかについて、具体例を挙げて明らかにし、入札談合の防止を図るとともに、事業者及び事業団体の適正な活動に役立てるための指針。

入札談合に対する発注機関等の対応

●公正取引委員会への通知・通報

各省各庁の長は、国が発注する公共工事の入札及び契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、**公正取引委員会に対し、その事実を通知**しなければなりません(入契法第10条)。

また、上記以外に、公正取引委員会に任意の通報を行うべきであると判断する場合は、**公正取引委員会への通報**を行います。

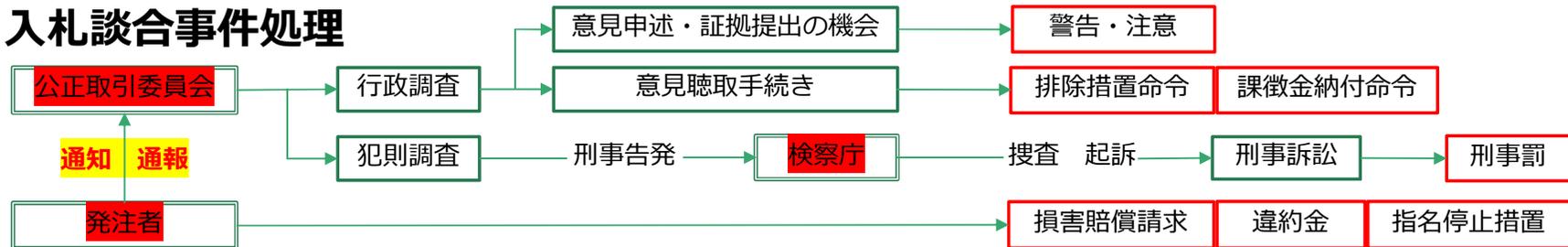
【公正取引委員会への通知等件数の推移】

(単位：件)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
疑うに足りる事実があるときの通知	14	7	1	7	5
任意の通報	369	433	415	357	342

出典：公正取引委員会ホームページ (<https://www.jftc.go.jp/>) 「入札談合の防止に向けて」

●入札談合事件処理



公正取引委員会ホームページ (<https://www.jftc.go.jp/>) 「入札談合事件処理の流れ」を加工して作成

◎発注者の談合関与（官製談合）防止

●官製談合とは

国又は地方公共団体の職員等が、入札談合等（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為。）に関与する行為です。

官製談合は、公共工事や公共調達に関する入札の際、職員が入札談合に関与し、競争入札により本来得られる価格を妨げ、税金の無駄遣い、公共の利益を損なう非常に悪質な行為です。

●「入札談合等関与行為」とは（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号。以下、「入札談合等関与防止法」と言う。）第2条第5項

- 一 事業者又は事業者団体に入札談合等を行わせること。
- 二 契約の相手方となるべき者をあらかじめ指名することその他特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆すること。
- 三 入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業者団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であって秘密として管理されているものを、特定の者に対して教示し、又は示唆すること。
- 四 特定の入札談合等に関し、事業者、事業者団体その他の者の明示若しくは黙示の依頼を受け、又はこれらの者に自ら働きかけ、かつ、当該入札談合等を容易にする目的で、職務に反し、入札に参加する者として特定の者を指名し、又はその他の方法により、入札談合等を幫助すること。

官製談合に關与した事業者、職員への処罰

○官製談合への關与とは

①談合の明示的な指示

(具体例) ・事業者ごとの年間受注目標額を提示し、事業者に調整を指示

②受注者に関する意向の表明

(具体例) ・契約の相手方となる者をあらかじめ指名、契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向を教示、又は示唆

③発注に係る秘密情報の漏洩

(具体例) ・予定価格の漏洩、推測できる情報の教示、示唆
 ・公表前の発注情報(入札実施予定)の教示、示唆
 ・入札参加希望者の教示、示唆
 ・総合評価落札方式における評価内容の教示、示唆

④特定の談合の幫助

(具体例) ・事業者が作成した落札予定者割付表の承認
 ・特定の事業者の働きかけに応じた工事の分割発注、参加資格の設定

○關与した職員への処罰

違反した職員は、**賄賂を受け取らなくても**、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金、職員に対する賠償請求、**懲戒処分により失職**します。

平成23年広島森林管理署、平成26年奈良森林管理事務所において官製談合事件等が発生し、職員が逮捕され有罪判決を受け、懲戒免職で失職しました。

○關与した事業者への処罰

入札談合等關与行為防止法違反は、公務員だけに適用されるものではありません。

事業者が職員と共謀し、同法に違反した場合は、刑法第60条(共同正犯)、同法第65条第1項(身分犯の共犯)が適用されます。

- ・広島森林管理署における官製談合事件
平成24年2月2日(広島地裁)

事業者は、職員に技術提案書の作成又は予定価格の単価を教示させ、入札・落札。入札談合等關与行為防止法(同法8条、刑法60条)、競売入札妨害(刑法96条の3第1項(平成23年法律74号による改正前のもの))、贈賄(刑法198条)罪で有罪判決を受けました。

- ・奈良森林管理事務所における官製談合事件
平成26年5月20日(奈良地裁葛城支部)

事業者は、職員に予定価格に近い金額を教示させ入札・落札。入札談合等關与行為防止法(同法8条、刑法60条)、競売競売入札妨害(刑法96条の6)罪で有罪判決を受けました。

不正行為の事例

事例 1 : H19緑資源機構が発注する林道調査測量設計業務における談合事件

緑資源機構発注の特定林道調査測量設計業務について、当該業務に係る入札前に、平成16年度においては緑資源機構森林業務部長の職にあった者から、平成17年度及び平成18年度においては緑資源機構森林業務部林道企画課長の職にあった者から、直接又は発注事務担当職員を通じて落札予定者となった旨の伝達を受けた者を受注予定者とし、受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、緑資源機構発注の特定林道調査測量設計業務の取引分野における競争を実質的に制限していた、独占禁止法違反（刑法60条、65条第1項）事件。

● 刑事罰

罪名及び罰条

- ・ 独占禁止法違反「不当な取引制限」（独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、刑法第60条、第65条第1項）
- ・ 被告会社（4法人）
4000万円から9000万円の罰金
- ・ 4法人の被告人（5人）
懲役6月から8月（執行猶予2年から3年）
- ・ 独立行政法人緑資源機構の元役職員（2人）
懲役1年6月から2年（執行猶予3年から4年）

2007.5.24告発(6.13追加告発)、6.13起訴、11.1判決（東京地裁）

● 排除措置・課徴金納付命令

公正取引委員会は、21法人が独占禁止法違反に関与したと認定

- ・ 解散が決まっていた2法人を除く19法人に独占禁止法第7条第2項に基づく排除措置命令
- ・ うち13法人に対し独占禁止法第7条の2第1項に基づく課徴金納付（計9,612万円）命令
- ・ 緑資源機構に対して入札談合等関与行為防止法に規定する入札談合等関与行為を認めたものの19年度末に解散されることから同法に基づく改善措置は求めないこととされた。

● 「独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律案」を閣議決定、同日、第169回国会に提出（閣法第22号）、緑資源機構は廃止。

- 建設コンサルタント登録削除、地質調査業者登録削除

国土交通大臣は、建設コンサルタント登録規程第11条第1項第8号及び地質調査業者登録規程第10条第1項第8号に該当すると認められた事業者について、建設コンサルタント関係部門（土質及び基礎部門、綱構造及びコンクリート部門及びトンネル部門の3部門）の削除、地質調査業においては業者の削除を行った。

事例2：H23年広島森林管理署における官製談合事件

平成23年に広島森林管理署発注に係る素材生産事業の一般競争入札において、業者が作成して提出すべき技術提案書を職員が作成するなどの便宜を図る見返りに、複数の職員が商品券、飲食及び宿泊などに係る賄賂を收受した、競売入札妨害（平成23年法律第74号による刑法改正前）、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（以下、「入札談合等関与行為防止法」という。）違反及び加重収賄事件。

●関与した職員に対する処分

○刑事罰

職員A：懲役2年（執行猶予4年）追徴金21万2,231円

職員B：懲役2年（執行猶予4年）追徴金23万2,079円

職員C：懲役2年6月（執行猶予4年）追徴金74万8,096円

罪名及び罰条

- ・競売入札妨害（刑法96条の3第1項（平成23年法律74号による改正前のもの））
- ・入札談合等関与行為防止法律違反（同法8条、刑法60条）
- ・加重収賄（刑法197条の3第1項、2項）

○懲戒処分：免職

●非違行為者（供応接待、金銭・物品の受領等）31名に対する処分

懲戒処分 22名（免職2名、停職6名、減給9名、戒告5名）

矯正措置 9名（訓告3名、嚴重注意2名、口頭注意4名）

●管理監督者に対する処分

懲戒処分 4名（減給1名、戒告3名）

矯正措置 8名（訓告4名、嚴重注意4名）

●事業者に対する処分

○刑事罰

D社社長：懲役3年（執行猶予5年）

罪名及び罰条

- ・競売入札妨害（刑法96条の3第1項（平成23年法律74号による改正前のもの））
- ・入札談合等関与行為防止法律違反（同法8条、刑法60条）
- ・贈賄（刑法198条）
- ・判決理由：被告人は、賄賂を供与するなど積極的な働きかけをして、これらの行為を行ったのであり、共犯者（職員）との関係では主導的と言える。被告人が供与した賄賂の額は合計約120万円にもものほるものであり（途中略）本件各犯行は、約1年7か月の間に多数回繰り返し行われ（途中略）森林管理署の職員3名と業者が癒着した上でなされた常習的な犯行と言える。故に、被告人の刑事責任は重い。

○指名停止：20ヶ月

事例3：H26年奈良事務所における官製談合事件

平成26年に奈良森林管理事務所発注に係る治山事業において、特定の業者社長に工事の予定価格に近い金額を教示し入札・落札させ、便宜を図る見返りに供応接待等（贈物、飲食）を受けた、公契約関係競売入札妨害及び入札談合等関与行為防止法違反事件。さらに、この事件に関連して、逮捕された職員以外にも奈良所職員4名が事業者から供応接待を受けていたほか、局職員6名（1名奈良所職員と重複）が、業界団体に再就職したOBを介するなどして、利害関係のある事業者等から1ないし複数回にわたって飲食の供応接待を受け、懲戒処分等となった。

●関与した職員に対する処分

○刑事罰

職員A：懲役1年6月（執行猶予3年）

罪名及び罰条

- ・競売入札妨害（刑法96条の6）
- ・入札談合等関与行為防止法違反（同法8条、刑法60条）

○懲戒処分：免職

●非違行為者（部下職員に対して秘密情報の漏洩を促す指示、非公表の予算資料を漏洩、供応接待、物品等の贈与）9名の処分

懲戒処分 6名（停職6月1名、減給4名、戒告1名）

矯正措置 3名（訓告2名、嚴重注意1名）

●管理監督者に対する処分

懲戒処分 2名（戒告2名）

矯正措置 15名（訓告3名、嚴重注意12名）

●事業者に対する処分

○刑事罰

B社社長：懲役1年6月（執行猶予3年）

罪名及び罰条

- ・競売入札妨害（刑法96条の6）
- ・入札談合等関与行為防止法違反（同法8条、刑法60条）
- ・判決理由：悪しき慣行である両者の癒着を背景にしており、社会的な影響も大きい。

（参考）

希薄なコンプライアンス意識、つまり、手続の適正・公正さを軽んずる姿勢や、先輩、業界団体に再就職したOBによる事業者との飲食及びその場での行動は、本事案に係る判決の理由で「悪しき慣行」と指摘された。

○指名停止：16ヶ月

官製談合事件がなぜ起こったか？（事例3の考察）

奈良森林管理事務所事案に係る調査委員会報告書（平成26年7月15日）によると、

情報漏洩の方法に関しては、本事案に係る公判で、B社社長が「（職員Aは）金額は言っていない。見積りをしたものに対して「まあ、そのようなものではないか」ということで、10%以内になっている程度で不落にならない程度というようなヒント（を教示した）」と供述している。また、今回の調査では、職員Aの元上司が、10年以上前に、「見積書に金額を入れて見せられ、そんなもんですねと答えた」と供述しているほか、公表前の治山工事の署等別・事業別の予算額を記載した資料を業界団体へ再就職したOBに、「深く考えないままに」提供したことを認めた供述もあった。とされており、第三者からの働きかけに対して、拒否するという意識もなく、継続的に情報漏洩してきたものである。

そして、**第三者へ情報漏洩に至った要因・背景**として、職員Aをはじめとする局の複数の職員が、業界団体へ再就職したOBが事業者及び職員と調整して設定した飲食の場に参加し、事業者の負担で事業者と飲食を共にし、また、当該OBは現役職員に何らかの影響を及ぼすことができるかのような言動も行っていったようである。こうした希薄なコンプライアンス意識、つまり、手続きの適正・公平さを軽んずる姿勢や、先輩、OBによる事業者との飲食及びその場での行動は、本事案に係る判決の理由でも指摘されたとおり、「悪しき慣行」と言えるだろう。と考察している。

さらには、本件との関連が推察される疑義情報が4回にわたり、局又は奈良所へもたらされていたことが明らかとなったが、聴取りを行う関係者の範囲が狭く不十分であったことや、疑義情報を入手した際の連絡体制に不備があったこと等の問題点が指摘されるべきものであり、**疑義情報に係る当時の対応は適切でなかった**。と考察している。

同報告書における**再発防止対策**「局内のコンプライアンス意識の強化及び事業者の働きかけへの対応に関する強化・徹底」においては、事業者からの働きかけ及び非違行為に該当する身近な具体的行為、その処罰内容（刑事処分、懲戒処分、損害賠償請求）を、研修等のほか、日々の業務の中で執拗に職員に刷り込んでいく取組とともに、事業者からの不適当な働きかけに対しては厳正に対処していくこと等を事業者にも周知しておくことが重要である。特に、当面の間は、事業者との対応状況を記録し、管理職にある職員がチェックしていく取組も必要である。としている。

不正行為の結末

不正行為の結末

- 違法行為を行った場合、本人が制裁を受け、それまで築き上げてきたものを失うだけでなく、巻き込まれた家族や周囲の人にも大きな苦痛をもたらします。
- 以下は、事業者及び職員が入札談合関与行為を行った場合の例です。

1 刑事上の制裁（事業者、公務員）

捜査、逮捕及び刑事罰を受けます。※太字は事業者に適用

有罪となった場合の刑事罰規定

- | | | |
|-----------------------------|---|------------------------------|
| ① 不当な取引制限（独占禁止法第3条後段） | → | 個人：5年以下の懲役又は250万円以下の罰金 |
| | → | 法人：5億円以下の罰金 |
| | | 上記のほか、排除措置命令、課徴金納付命令 |
| ② 公契約関係競売等妨害（刑法第96条の6） | → | 3年以下の懲役、250万円以下の罰金（併科可） |
| ③ 入札談合等関与行為防止法違反（同法8条） | → | 5年以下の懲役又は250万円以下の罰金 |
| ④ 収賄（単純収賄罪）（刑法第197条第1項） | → | 5年以下の懲役 |
| 収賄（加重収賄罪）（刑法第197条の3第1項、第2項） | → | 1年以上の有期懲役（1年～20年の懲役） |
| 賄賂の没収及び追徴（刑法第197条の5） | → | 授受した金銭は没収または追徴され、手元には一切残らない。 |
| ⑤ 贈賄（刑法第198条） | → | 3年以下の懲役又は250万円以下の罰金 |
| ⑥ 虚偽公文書作成、同行使（刑法第156条、158条） | → | 3年以下の懲役又は20万円以下の罰金 |
| ⑦ 共同正犯（刑法第60条） | → | 二人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯 |
| ⑧ 身分犯の共犯（刑法第65条第1項） | → | 身分犯に加功（かこう）したときは、身分のない者でも共犯 |

2 民事上の制裁（事業者、公務員）

国に与えた損害を賠償しなければなりません。

入札談合に関与した職員が所属する省庁は、談合による国の損害の有無等を調査し、調査結果を公表します。そして、損害があった場合は、事業者及び職員に対して賠償を請求します。

（参考）

水門設備工事談合（平成19年）の場合、係わった**事業者23社に対し総額約8億7千万円**、元職員5名に対し総額約8億円が請求されました。

3 行政上の制裁（公務員）

① 懲戒処分（懲戒処分の指針について（H12.3.31職職-68）、倫理法又は同法に基づく命令に違反した場合の懲戒処分の基準（人事院規則22-1））

- ・ 秘密情報の漏洩、入札談合等に関与する行為、虚偽公文書作成 → 免職、停職
- ・ 利害関係者から金銭又は物品の贈与を受けること → 免職、停職、減給又は戒告
- ・ 利害関係者から供応接待（飲食物の提供）を受けること → 減給又は戒告
- ・ 利害関係者から金銭の貸付けを受けること → 減給又は戒告

免職となった場合は、公務員の身分が剥奪され、退職手当は支給されず、年金も減額されます。職を失った後、新たな就職先の見通しも立ちにくく、収入も途絶えることとなります。

停職となった場合、その間の給与は支給されず、収入が一時的に途絶えることとなります。

高知県内における入札談合等関与行為の場合、未公表情報である入札関連情報を事業者に教示した職員7名に対して懲戒免職、未公表情報である入札関連情報を他の職員に提供した職員3名に対して停職6ヶ月の処分がされました。

② 退職金の返還

在職中の非違行為が退職後に発覚した場合であっても、退職手当の返還命令を受ける場合があります。

4 社会的な制裁（事業者、公務員）

実名でテレビ、新聞等で報道されます。

5 本人、職場、家族への影響（事業者、公務員）

違法行為を行った場合、本人だけに留まらず、職場、親戚、**家族にまで計り知れない打撃**を与えることとなります。

本人に対する影響

- ① 職を失い、収入が途絶える。
- ② 地位と名誉が失墜する。
- ③ 経済的にも、人間関係においても、その後の人生に多大な影響を与える。**（必ず、後悔することになります。）**

会社、職場への影響

- ① 組織に対する社会的要請、社会的責任に反する行為により、組織全体として国民の信用を失う。
- ② 組織の使命や業務に対する国民の理解や協力が得られなくなる。
- ③ 検察による家宅捜査や証拠押収を受け、担当部署等の業務が停滞する。
- ④ 上司や幹部の監督責任等が問われ、処分される場合もある。

家族への影響

過去の事例、文献などから次のような大きな負担や影響が考えられます。

- ① **家族の精神的なショックは計り知れない。**
- ② 検察による家宅捜査や、証拠押収を受ける。
- ③ 家族が証人として出廷を求められる場合がある。
- ④ **事件が公表され、知人、友人、近所にも知られる事になる。**
- ⑤ **本人の失職、退職金の不支給等により、経済的に大きな影響を受ける。**
（家族の生活、子供の進学など全てに影響する。）

(家族も公判で証言を求められ、辛い思いをする例)
「逮捕された元職員の家族による公判での証言」より

「一番ショックを受けたのは子供でした。
ご飯も食べられなくなってしまいました。」

「周りの人が事件を知っていると思い、
買い物にも行けなくなりました。」

「社会からの信頼、財産、家族の笑顔まで
失いました。」

「子供は学校にも行きづらくなりました。」



国家公務員の倫理等及び 事業者の皆様との応接等

職員は、国家公務員倫理法・倫理規程を遵守します。

国家公務員は、法令により利害関係のある事業者の皆様から以下の行為を受けることが禁止されています。職員自身が襟を正すことはもちろんですが、事業者の皆様におかれましても、御理解・御協力をお願いします。

【違反行為を行った職員に対する懲戒基準】

- | | | |
|---------------------------------|---|--------------|
| ・ 利害関係者から金銭又は物品の贈与を受けること | → | 免職、停職、減給又は戒告 |
| ・ 利害関係者から金銭の貸付けを受けること | → | 減給又は戒告 |
| ・ 利害関係者から無償で役務の提供を受けること | → | 免職、停職、減給又は戒告 |
| ・ 利害関係者から供応接待(飲食物の提供に限る。)を受けること | → | 減給又は戒告 |

国家公務員と関わりのある事業者の皆様へ

～倫理の保持に御協力ください～

国家公務員は、法令により利害関係のある事業者(裏面参照)の皆様から原則として、以下の行為を受けることが禁止されています。国家公務員自身が襟を正すことはもちろんですが、事業者の皆様におかれましても、御理解・御協力をお願いします。

- 金銭や物品の贈与
- 酒食等のもてなし(接待)
- 車での送迎など、無償でのサービス提供
- 一緒に麻雀等の遊技、ゴルフ、旅行をすること
- 金銭の貸付け
- 未公開株式の譲渡
- 無償での物品や不動産の貸付け



※上記の禁止行為に該当した場合でも、一部例外として認められるものもあります。詳しくは国家公務員倫理審査会ホームページ(<https://www.jinji.go.jp/rinri/index.html>)を御覧ください。

利害関係があるとは…

国家公務員が以下の職務権限をあなたの属する事業者(※)に持っている場合です。

- | | | |
|--------------|--------------|---------|
| ◆ 事業所管 | ◆ 許認可 | ◆ 補助金交付 |
| ◆ 立入検査、監査、監察 | ◆ 不利益処分や行政指導 | ◆ 契約 など |

※国や地方公共団体などの団体のほか、個人事業者も含まれます。

利害関係者ではない事業者からであっても、国家公務員が繰り返し接待を受けるなど、社会通念上相当と認められる程度を超える接待・贈与を受けた場合には、その国家公務員が法令違反となります。

表面にある禁止されている行為をしている国家公務員を見かけた方は…

公務員倫理ホットライン (国家公務員倫理審査会の相談・通報窓口)

☎ 03(3581)5344 郵送 〒100-8913 東京都千代田区霞が関1-2-3

公務員倫理ホットライン 検索

※通報した方の氏名等は窓口限りとどめるなど通報者が不利益な取扱いを受けないよう万全を期しています。なお、匿名での通報も可能です。



リサイクル適性(A) この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

令和元年11月 国家公務員倫理審査会作成

国家公務員には秘密を守る義務があります。

行政は国民に対して公開で行われることが原則ですが、その目的を達成するためには、一定の秘密を厳正に守らなければならない場合もあります。

そこで、職員に対しサービス義務の一つとして守秘義務（国家公務員法第 100 条）を課しています。

守秘義務については、その性質上、退職後も課せられ、秘密を漏洩した場合は、刑事罰（1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金）の対象になります。

農林水産省発注者綱紀保持規程第 6 条には、

「管理監督者及び発注担当職員は、落札者決定前における予定価格及び個々の入札における競争参加有資格者名その他の発注事務に関する職務上知り得た秘密（公表を制限された情報を含む。）を保持しなければならず、当該建設工事等に係る発注担当職員でない職員その他の者にこれを教示若しくは示唆をし、又は発注事務の目的外に利用してはならない。」と規程されています。

● 発注事務に係る秘密情報の例

- 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報
- 公表前における総合評価方式の技術点に関する情報
- 公表前における発注予定に関する情報（公表前の発注計画のほか、入札公告日、入札日、技術提案の課題を含む。）
- 公表前における入札参加者に関する情報
- 非公表の技術提案書（契約済みの技術提案書を含む。）

注 意

- 事業者（第三者）が秘密情報を聞きだそうとする行為は、不当な働きかけに該当します。

職員が事業者等から不当な働きかけを受けた場合の対応

○事業者等から職員に対する不当な働きかけとは

1. 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
2. 指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼
3. 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
4. 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
5. 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
6. 公表前における発注予定に関する情報聴取
7. 公表前における入札参加者に関する情報聴取
8. その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

注 意

○不当な働きかけの記録・公表

- 対面、郵送、電話等の手段に関わらず、不当な働きかけを受けた場合、
- これを拒否し、
 - その内容を記録し、
 - 各森林管理局の発注者綱紀保持委員会に報告します。
 - さらに、働きかけの日時、事業者名（氏名）、働きかけの内容を公表します。

自らが有利になるような依頼をしたり、非公表の情報を聞き出したりする行為は、不当な働きかけです。

予定価格等
公表前の発注情報
入札参加者



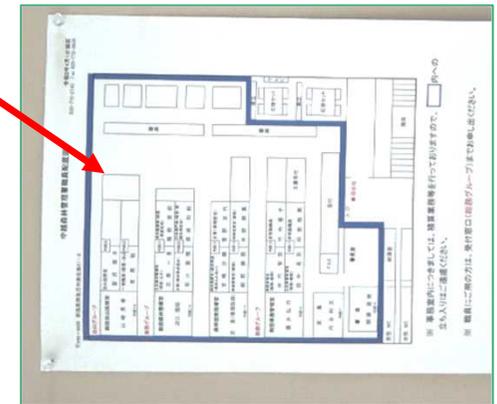
事業者の皆様との応接方法について

○「受付カウンター」でご用件を承ります。



受付

○立入を制限する区域を表示した座席表を掲示しています。



青で囲った区域
が立入制限区域

執務室への入室制限の掲示

「職員以外の執務室への立入を制限
しております。
ご理解・ご協力をお願いします。」

○打合せテーブルは、他の職員からも見えるオープンな場所に設置しています。複数の職員で対応します。



事業者の皆様へ



打合せテーブルに
「事業者の皆様へ
~発注者綱紀保持にご協力をお願い
します~」を掲示し、官製談合
防止、不当な働きかけがあった場
合の対応、国家公務員倫理規程に
ついて、事業者の皆様にお知らせ
しています。

事業者の皆様へ

～発注者綱紀保持にご協力をお願いします～



スライド
23

入札談合等関与行為防止法（官製談合防止法）※を知っていますか？

職員が以下の行為に関わることは、法律で禁止されています。

①談合の明示的な指示

（具体例）・事業者ごとの年間受注目標額を提示し、事業者に調整を指示

②受注者に関する意向の表明

（具体例）・契約の相手方となる者をあらかじめ指名、契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向を教示、又は示唆

③発注に係る秘密情報の漏洩

（具体例）・予定価格の漏洩、推測できる情報の教示、示唆
・公表前の発注情報（入札実施予定）の教示、示唆
・入札参加希望者の教示、示唆
・総合評価落札方式における評価内容の教示、示唆

④特定の談合の幫助

（具体例）・事業者が作成した落札予定者割付表の承認
・特定の事業者の働きかけに応じた工事の分割発注、参加資格の設定

違反した職員は、**賄略を受け取らなくても**、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金、職員に対する賠償請求、懲戒処分により**失職します**。

平成23年広島森林管理署、平成26年奈良森林管理事務所において、官製談合事件等が発生し、職員が逮捕され有罪判決を受け、懲戒免職。

※入札談合等関与行為防止法：「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」

〇〇森林管理署では、発注事務に関する国民の信頼を確保するため、「執務室への立ち入り制限」、「事業者等との応接方法」、「事業者等から不当な働きかけがあった場合の対応」を定め、遵守しています。

①執務室への立ち入り制限

- ・名刺は、備え付けの「名刺受」にお入れください。
- ・職員にご用の方は、受付窓口（〇〇課〇〇係、又は、総務グループ）へお申し出ください。
- ・関係者以外の執務室への入室はご遠慮ください。

②事業者との応接方法

- ・打合せ等はオープンスペースで複数の職員で対応します。

③不当な働きかけがあった場合の対応

- ・**不当な働きかけとは、**
予定価格を聞き出す行為 **入札参加業者を聞き出す行為**
技術評価点を聞き出す行為 **公表前の発注情報等を聞き出す行為** などです。
- ・**不当な働きかけがあった場合は、**
事業者名（氏名）、内容等を記録し、報告、公表します。

〇物品の贈与等は固くお断りします。

国家公務員は、法令により、利害関係者のある事業者の皆様から、金銭、物品の贈与、酒食等のもてなし、車で送迎などサービスの提供を受けることや、一緒に麻雀・ゴルフ・旅行等をする事は禁止されています。

<問い合わせ先>

〇〇森林管理署 〇〇〇〇 電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

事業者の皆様へ

談合、官製談合など不正行為の排除、
国家公務員の倫理の保持等について、
ご理解、ご協力をお願いします。